札幌市おとしより憩の家運営費補助要綱

平成3年3月5日 民生局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の親睦、レクリエーション等のための場として、おとしより憩の家(以下「憩の家」という。)を運営する者に対して交付する補助金の交付基準及びその手続を定めることを目的とする。

(憩の家の定義)

第2条 この要綱で憩の家とは、別表の「札幌市おとしより憩の家設置運営基準」に基づき運営される施設をいう。

(運営費補助金)

第3条 運営費補助金は、憩の家の運営のために要する経費のうち、市長が適当と認めるものを補助 補助対象として交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金は、次表に定める額を限度として交付する。

区分	補	助	金	額	
運営費補助金	29,	2 0 0	円	×	運営月数

(補助金の申請)

第5条 憩の家運営者は、補助金の交付を受けようとするときは、憩の家運営費補助金交付申請書 (様式1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して、補助の必要を 認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)により、すみやかに当該申 請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、憩の家の運営実態を考慮し、その円滑な運営のため特別の場合を除いて概算払い とし、請求により交付する。この場合、請求にあたっては、前条の交付決定通知書の写しを添付す るものとする。

(事業実績報告)

- 第8条 運営費補助対象事業が完了したときは、憩の家運営費にかかる事業実績報告書(様式3)を、 当該年度末までに市長に提出しなければならない。
- 2 事業実績報告書には、会計帳簿等を添付するものとする。
- 3 憩の家を廃止したときは、前項の規定にかかわらず、事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助金額を確定して、 補助金額確定通知書(様式4)により通知するものとする。

- 2 確定した額が既に交付した額に満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。
- 3 憩の家運営者は、第1項による補助金額の確定通知を受けたとき、補助金額を精算して概算交付 金精算書(様式5)を市長に提出しなければならない。

(補助の取消等)

- 第10条 市長は、第5条に規定する申請者が次の各号の一に該当するときは、補助決定を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助条件に違反したとき
 - (2) 不正行為があったとき
 - (3) 第8条の事業実績報告を審査した結果、補助金を減じる事由が生じたとき
 - (4) その他市長が補助することが不適当と認めたとき

(事業計画の変更)

第11条 補助金の交付申請をした後に、補助対象事業費の減等事業計画を変更しようとするときは、 市長の承認を得るものとする。

(届出義務)

- 第12条 補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、速やかに市長に届出なければならない。また、(5)については市長の承認を得なければならない。
 - (1) 憩の家設置代表者の変更があったとき
 - (2) 憩の家管理人の変更があったとき
 - (3) 主な設備に破損等の変動があったとき
 - (4) 運営内容に変更を生じたとき
 - (5) 憩の家を廃止しようとするとき

(調査等)

第13条 市長は、必要と認めたときは、地方自治法第 221条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、または必要な事項について報告を求めることができる。

(書類の提出)

第14条 本要綱に基づき運営者が提出する書類は、当該憩の家の所在地を所轄する区長へ提出するものとする。

(専決及び委任)

- 第15条 この要綱に定めるところの市長名で行われる補助金の交付及びその他の決定は、区長の専決とする。また、この要綱の実施に関し、その他必要な事項は保健福祉局保健福祉部長が定める。
 - この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。